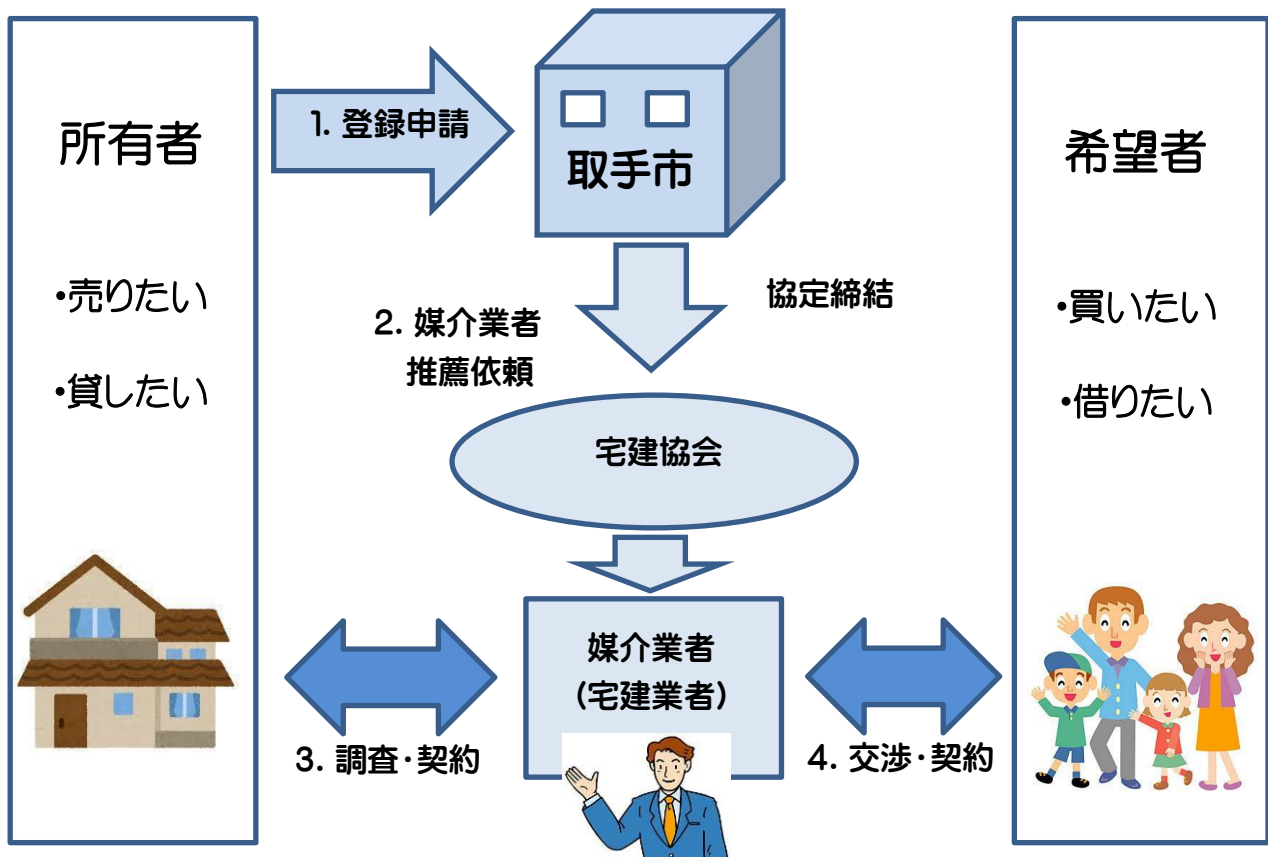


取手市空家等利活用の媒介制度のご案内

この制度は、取手市が空家や空地の所有者から利活用の希望を受け、協定を締結している公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下、宅建協会という。）への媒介依頼を行うことで、空家や空地の利活用や流通の促進を図る制度です。

媒介制度の概要

1. 空家や空地の所有者が、取手市に所有物件の情報を登録します。
2. 取手市は登録された物件情報を宅建協会に提供し、媒介業者（宅建業者）の推薦依頼を行います。
3. 宅建協会から推薦を受けた媒介業者は、物件所有者と協議の上、物件の調査や交渉、契約業務などを行います。
4. 売買や賃借希望者との交渉や契約は、媒介業者を通して行います。



※以下の取手市ホームページもあわせてご覧ください。

- 「ホーム」>「くらしの情報」
 - >「住まい・交通」
 - >「住まい・建築・土地・開発」
 - >「取手市空家等利活用の媒介制度のご案内」



媒介を依頼できる空家等

市内にある個人が所有する建物であって、既に居住されていない建物もしくは居住されなくなる可能性のある建物またはこれらの建物の敷地です。

ただし、以下に該当する場合は媒介を依頼できません。

- ・ 賃貸または分譲を目的とした建物
- ・ 登記がされていない建物または土地
- ・ 老朽化、損傷等が著しい建物
- ・ 大規模な改修が必要と認められる建物
- ・ 建築基準法、都市計画法、その他法令により居住の用に供することのできない建物

注意事項

- ・ 売買や賃貸借の契約が成立した場合は、媒介業者に対し法定の手数料が発生します。
- ・ 既に他の宅建業者と媒介契約を結んでいる場合は、契約を解除していただく必要があります。